

1. 事故発生の日時 令和2年3月1日(日) 11時15分頃

2. 事故発生の場所 橋本市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：単価契約工事

工期：平成31年4月1日～令和2年3月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

当日は河川管理道路からラフテレーンクレーン(以下、「クレーン」という)により、河川護床工として袋詰玉石を河床に設置する作業を行っていた。袋詰玉石の設置作業が完了し、クレーンの撤収作業を行っていたところ、ブームを格納していない状態でオペレータが誤ってアウトリガの操作パネルを押し続けたため、バランスを崩しクレーンが転倒。ブームが対岸市道のガードレールに接触し、ガードレール9mを損傷した。

○物損 ガードレール

6. 事故原因

- ・オペレータがブームの操作パネルとアウトリガの操作パネルを誤認し、ブームを格納していない状態でアウトリガを操作したため。
- ・オペレータがタッチパネル式の操作に不慣れであったため。
- ・現場代理人等作業従事者の安全管理に対する意識が低下していたため。

7. 改善対策

- ・各操作パネルに「ブーム操作用」等の明示を行うとともに、指差し呼称により誤操作を防ぐ。
- ・クレーンの操作前には必ず操作手順・操作方法等の再確認を行う。
- ・作業開始前には必ず安全ミーティング及びKY活動を行う。また、社内研修を実施し安全意識を向上させる。